

# 鴨川市介護福祉士修学資金 貸付のしおり

## 鴨川市介護福祉士修学資金貸付制度

この制度は、介護福祉士を養成する学校又は養成施設に在学する方で、将来、市内で介護福祉士の業務に従事しようとする方に対して修学資金を貸し付けることにより、本市における介護人材の育成及び確保を図り、もって地域福祉の増進に資することを目的としています。

鴨川市 市民福祉部 健康推進課

福祉総合相談センター

# 目 次

鴨川市介護福祉士修学資金貸付制度の概要	1
申請・届出に必要な書類一覧	4
養成施設卒業後の手続一覧	7
～Q&A～	8
鴨川市介護福祉士修学資金貸付条例	12
鴨川市介護福祉士修学資金貸付条例施行規則	16

(令和6年3月31日現在)

## 鴨川市介護福祉士修学資金貸付制度の概要

### 1. 貸付対象者

次のすべての要件を満たす方が対象です。

- (1) 介護福祉士を養成する学校又は養成施設に在学していること
- (2) 本人又はその親、配偶者その他2親等以内の親族（本人と生計を一にしていること）が、1年以上本市に住所を有していること
- (3) 将来、市内で介護福祉士の業務に従事する意思があること

### 2. 貸付金額

月額2万円以内の額（2万円又は1万円）

### 3. 貸付期間

貸付決定の月から養成施設等の正規の修学期間の終了する月まで

### 4. 貸付方法

原則として、毎月15日に定額を預金口座に振り込み

### 5. 貸付申請

修学資金貸付申請書に以下の書類を添えて申請すること

- (1) 誓約書
- (2) 在学証明書
- (3) 申請者の住民票の写し及び住所要件が申請者以外の場合はその者の住民票の写し  
住民票の写しは世帯主、続柄、本籍地、筆頭者の記載のあるもの
- (4) 保証書
- (5) 連帯保証人の印鑑登録証明書  
法人が連帯保証人となる場合は別に必要書類があります。
- (6) 他の修学資金の借受け状況に関する報告書
- (7) 振込先の口座番号や名義人がわかる書類（預金通帳の写し等）

### 6. 申請受付期間 令和6年4月1日から同月30日まで

### 7. 連帯保証人

申請には、成年者で独立の生計を営む2名の連帯保証人が必要です。

申請者が未成年であるときは、連帯保証人の1名は親権者又は後見人としなければなりません。

留学生等、個人の連帯保証人を立てることが難しく、市長が必要と認める場合は、市長が適当と認める法人を連帯保証人とすることができます。

#### 8. 貸付の決定

申請があった後、審査を行い、貸付けの可否を決定し、申請者に通知します。

#### 9. 現況報告

借受人は、返還の債務を負うことがなくなるまで毎年3月31日現在の状況をその年の4月末日までに報告しなければなりません。

#### 10. 借用証書の提出

借受人は、修学資金の貸付期間が満了したとき又は修学資金の貸付けの決定の取り消しを受けたときは、直ちに借用証書を提出しなければなりません。

#### 11. 返還の免除

借受人が一定の要件を満たした場合、修学資金の返還債務の全部を免除します。

- (1) 借受人が介護福祉士養成施設卒業後、市内で介護福祉士の業務に従事し、その期間が貸付けを受けた期間と同じ期間の場合

本市の修学資金とは別に養成施設の修学資金の貸付けを受ける（受けている）方で、その返還債務の免除を受けるために事業所等で従事する期間があるときは、その期間経過後、直ちに市内の事業所等において、貸付けを受けた期間と同じ期間、介護福祉士の業務に従事したとき免除となります。

- (2) 前記の業務従事期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき

事業所等とは・・・

原則として、介護福祉士試験の受験資格（実務経験）の認定の基準に該当する次の指定施設・事業をいいます。

児童福祉法関係の施設・事業  
障害者総合支援法関係の施設・事業  
老人福祉法・介護保険法関係の施設・事業  
生活保護法関係の施設  
その他の社会福祉施設等  
病院または診療所  
介護等の便宜を供与する事業

なお、これらの事業所等であっても、従事している業務の内容によっては「介護福祉士の業務」として認められない場合があります。

## 12．返還

次の事由に該当するときは、修学資金の返還が必要となります。

- (1) 修学資金の貸付けの決定が取り消されたとき
- (2) 養成施設を卒業した後、1年2月以内に介護福祉士試験に合格し、登録を受けなかったとき
- (3) 養成施設を卒業し、介護福祉士試験に合格した後、直ちに市内において介護福祉士の業務に従事しなかったとき
- (4) 免除を受けることができないことが確定したとき
- (5) 介護福祉士の業務以外の事由により死亡したとき

## 13．返還の猶予

次の場合は、返還が一定期間猶予されます。

- (1) 貸付けの決定を取り消された後も引き続き当該養成施設に在学しているとき
- (2) 災害、疾病、育児休業等やむを得ない事由により、返還が著しく困難になったとき など

## 14．利息・延滞利子

修学資金は無利息で貸付けを行っています。ただし、修学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき額につき年14.6%の割合で計算した額に相当する延滞利子を支払わなければなりません。

## 15．貸付期限

修学資金の貸付けの期限は、令和7年3月31日までです。

## 申請・届出に必要な書類一覧

以下に該当する事由が生じた場合は、速やかに必要書類を提出してください。  
 手続きを忘れた場合は、貸付金の一時保留や返還となる場合がありますので、必ず提出してください。

### 申請の手続き

主な事由	必要な書類
貸付申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸付申請書（第 1 号様式）</li> <li>・誓約書（第 2 号様式）</li> <li>・在学証明書</li> <li>・申請者の住民票の写し及び申請者以外の者が住所要件に該当する場合はその者の住民票の写し</li> <li>・保証書（第 3 号様式）</li> <li>・連帯保証人の印鑑登録証明書（発行後 3 月以内のもの）</li> <li>（法人が連帯保証人となる場合は、印鑑登録証明書のほか、登記事項証明書、申請者との続柄を示す書類）</li> <li>・他の修学資金の借受け状況に関する報告書（第 4 号様式）</li> <li>・振込先の口座番号や名義人がわかる書類（預金通帳の写し等）</li> </ul>

### 在学中の手続き

主な事由	必要な書類
毎年 3 月 31 日現在の状況について報告するとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現況報告書（第 16 号様式）</li> </ul>
修学資金の貸付けを辞退しようとするとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸付辞退届（第 8 号様式）</li> <li>・借用証書（第 17 号様式）</li> <li>・返還届（第 19 号様式）</li> </ul>
退学したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・退学等届出書（第 6 号様式）</li> <li>・借用証書（第 17 号様式）</li> <li>・返還届（第 19 号様式）</li> </ul>
休学、停学の処分を受けたとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・退学等届出書（第 6 号様式）</li> </ul>

復学したとき	・退学等届出書（第 6 号様式）
修学資金の貸付けの決定を取り消された後も、引き続きその養成施設に在学しているとき	・返還猶予申請書（第 20 号様式）

### 卒業後の手続き

主な事由	必要な書類
養成施設を卒業したとき	・介護福祉士養成施設卒業（修了）届（第 9 号様式） ・卒業（修了）証書の写し ・借用証書（第 17 号様式）
介護福祉士試験に合格し、登録したとき	・介護福祉士登録届（第 10 号様式） ・合格証書及び登録証の写し
介護福祉士の業務に従事したとき	・介護福祉士就業届（第 11 号様式） ・返還猶予申請書（第 20 号様式）
他の修学資金の貸付け条件等により、指定された事業所等で介護福祉士の業務に従事するとき	・返還猶予申請書（第 20 号様式）
他の修学資金の返還の免除を受けたとき（他の修学資金の貸付け条件等で指定された事業所等での就業期間が終了したとき）	・特定修学資金返還免除届（第 14 号様式）
毎年 3 月 31 日現在の状況について報告するとき（返還の債務を負うことがなくなるまで）	・現況報告書（第 16 号様式）
貸付期間に相当する期間、介護福祉士の業務に従事し、返還の免除を受けようとするとき	・返還免除申請書（第 18 号様式）
鴨川市以外で就業したとき	・返還届（第 19 号様式）
養成施設卒業後、介護福祉士の業務に就かなかったとき	
養成施設卒業後、介護福祉士試験に合格し、介護福祉士の登録を受けなかつたとき	

就業場所を異動したとき 業務内容を変更したとき	・介護福祉士就業変更届（第12号様式）
就業場所を退職したとき	・退職届（第13号様式） 退職後、直ちに再就業しないときは返還届（第19号様式）
休業（災害、疾病、育児休業等）したとき	・返還猶予申請書（第20号様式） ・猶予を受けようとする理由を証明する書類（り災証明書、診断書、育児休業承認書など）

### その他の手続き

主な事由	必要な書類
借受人又は連帯保証人の氏名、住所等に異動があったとき	・住所等変更届（第7号様式）
連帯保証人を変更したとき	・連帯保証人変更届（第5号様式） ・保証書（第3号様式） ・変更後の連帯保証人の印鑑登録証明書
借受人が死亡したとき  * 死亡事由により扱いが異なります。	・借受人死亡届（第15号様式） ・借受人が死亡したことを証する書類（戸籍抄本等） 〔・返還免除申請書（第18号様式） ・返還届（第19号様式）〕

各申請書・届出書の修正は、二重線で訂正のうえ、訂正印を押してください。

（修正液・修正テープは使用不可）

印鑑は必ず朱肉を使用するもので押印してください。（シャチハタ等ゴム印は無効です）

修学資金のことで不明な点、相談したい事がありましたら、下記までご連絡ください。

**【申請・お問い合わせ窓口】**

〒296-0033 鴨川市八色 887-1

（鴨川市ふれあいセンター）

市民福祉部 健康推進課 福祉総合相談センター

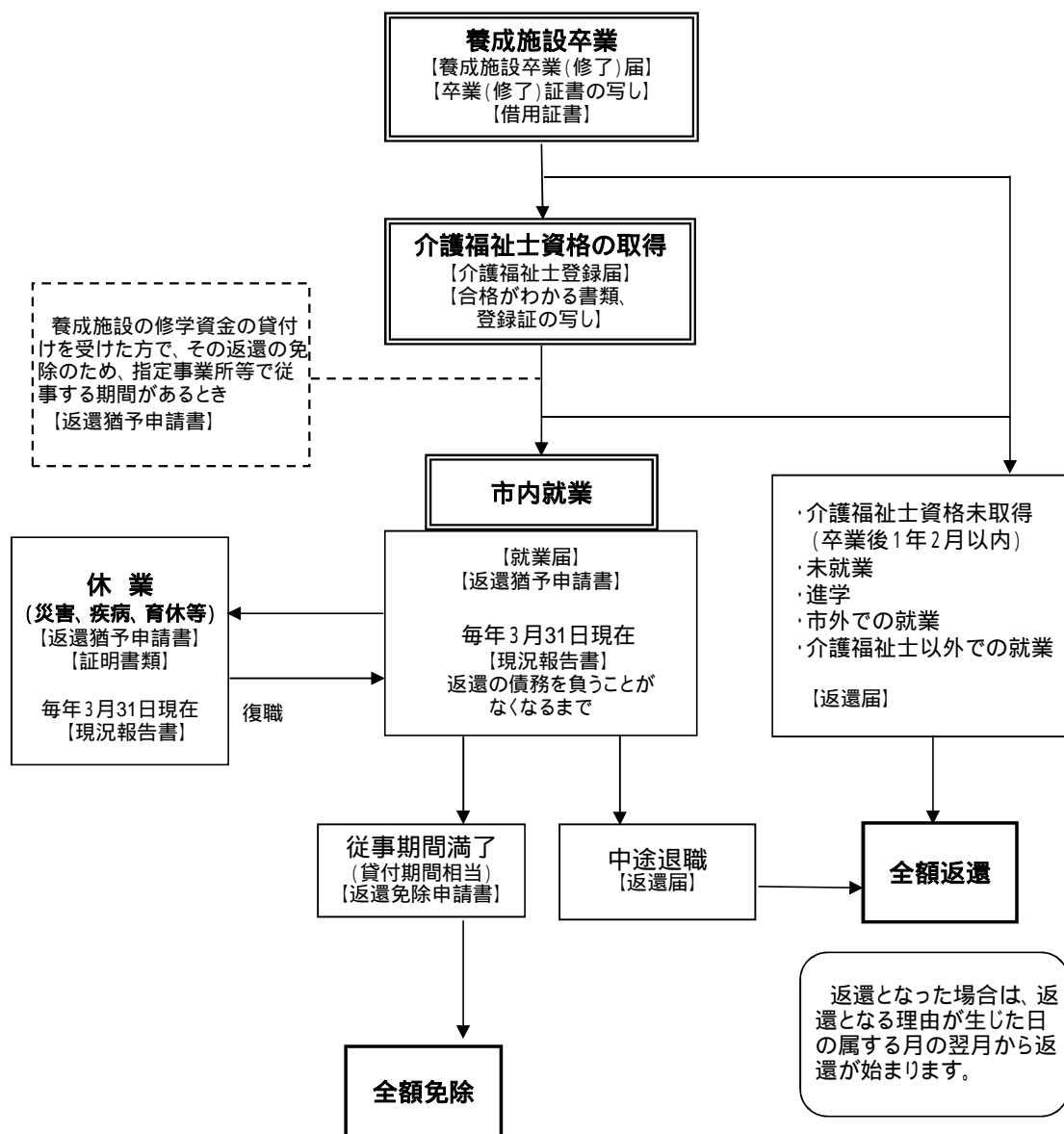
電話 04-7093-7111、1200

FAX 04-7093-7115

E-mail kenko@city.kamogawa.lg.jp



## 養成施設卒業後の手続一覧

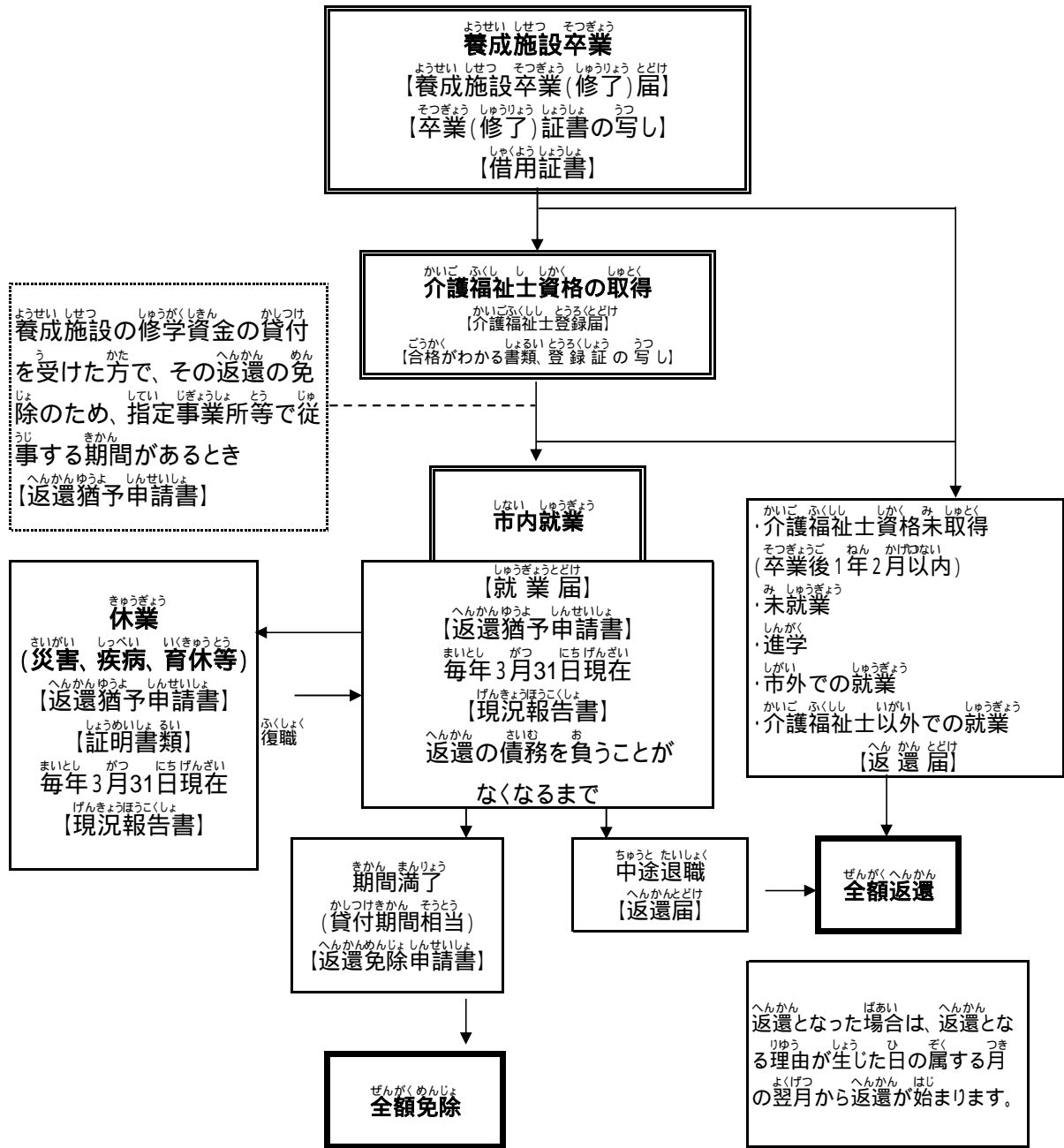


【 】内は、借受人に提出の義務がある書類

### 【備考】

結婚等による住所異動を考慮し、就業時点での住所要件はなし。  
卒業後市内での従事が返還免除の要件。市外での従事はその時点で全額返還となる。  
市外で従事した者が途中で市内に戻って従事しても免除の対象にはならない。  
市内で従事した者が途中で市外従事となった場合、その時点で全額免除の資格を失う。  
市内で従事した者が同系列の市外事業所に異動となった場合も、その時点で全額免除の資格を失う。

養成施設卒業後の手続一覧



[ ]内は、借受人に提出の義務がある書類

**備考**

結婚等による住民異動を考慮し、就業時点での住所要件はなし。  
 卒業後市内での従事が返還免除の要件。市外での従事はその時点で全額返還となる。  
 市外で従事した者が途中で市内に戻って従事しても免除の対象にはならない。  
 市内で従事した者が途中で市外従事となった場合、その時点で全額免除の資格を失う。  
 市内で従事した者が同系列の市外事業所に異動となった場合もその時点で全額免除の資格を失う。

～ Q & A ～ 質問の多い事項やわかりにくい事項をまとめました。

## 申請、届出について

Q 1 : 連帯保証人 2 名は両親でよいですか。

A 1 : 連帯保証人 2 名のうち 1 名は父親または母親でもかまいませんが、もう 1 名は独立して生計を営む成年者としてください。なお、申請者が未成年の場合は、連帯保証人のうち 1 名は親権者または後見人としてください。

Q 2 : 連帯保証人を法人とすることが認められるのは、どのような場合ですか。

A 2 : 留学生等で個人の保証人を立てることが難しい場合など、市長が必要と認める場合です。なお、法人についても、留学生を卒業後に受け入れる予定の事業所であるなど、申請者との関係等が適当と認められる場合となります。

Q 3 : 現況報告書は、毎年提出する必要がありますか。

A 3 : 返還の債務を負うことがなくなるまで、毎年 3 月 31 日現在の現況について、現況報告書(第 16 号様式)を提出してください。

Q 4 : 4 月に就業先を変えています、現況報告書の提出はどのようにしたらよいですか。

A 4 : 就業先が変わったときには、介護福祉士就業変更届(第 12 号様式)を提出してください。

毎年 3 月 31 日現在の現況報告が必要ですので、4 月以降に就業先が変わったときは、以前の就業先で現況報告書(第 16 号様式)に証明を受けてください。

Q 5 : 現況報告書を、返還の債務を負うことがなくなるまで提出すれば返還免除になりますか。

A 5 : 現況報告書の他に返還免除申請書(第 18 号様式)の提出が必要となります。

Q 6 : 就業時に住所が変わりましたが、介護福祉士就業届(第 11 号様式)に新住所を記載すれば、新しい住所が登録されますか。

A 6 : 介護福祉士就業届に新しい住所が記載されただけでは、住所変更の手続きはできません。

各届出、申請の際に住所が変わる(変わっている)ときは、必ず住所等変更届(第 7 号様式)も一緒に提出してください。現況報告書提出の際に住所が変わる(変わっている)ときも同様です。

Q 7 : 連帯保証人のうち 1 名が亡くなりました。手続きはどのようにすればよいですか。

A7:連帯保証人変更届(第5号様式)を提出し、新連帯保証人を届け出てください。この場合、連帯保証人変更届、保証書には、新連帯保証人の実印を押印し、印鑑登録証明書も添付してください。

**Q8:いろいろな手続きを忘れてしまったら、市から連絡があるのですか。**

A8:原則、市からは連絡しません。このしおりをよく読んだ上で、必ずご自分で手続きを行ってください。

それぞれの状況により提出すべき書類が異なりますが、条例、規則に基づき、その都度提出してください。

手続きを忘れた場合は、貸付金の一時保留や、返還となる場合がありますので、忘れずに提出をお願いします。

## 返還猶予・その他について

**Q9:卒業後に市内事業所へ就職しますが、市外へ転出することになりました。この場合、返還免除は認められますか。**

A9:貸付を受けた期間に相当する期間、市内の事業所において介護福祉士の業務に従事すれば、申請により返還免除となります。制度上、卒業後の住所に条件はありません。

**Q10:養成施設卒業後、他の資格を取得するため進学を予定しています。その進学先を卒業した後に市内で介護福祉士として就職予定です。この場合、返還の猶予は認められますか。**

A10:認められません。養成施設を卒業した時点で貸付金の返還をしていただくことになります。

**Q11:貸付のしおり2ページに記載されている、「介護福祉士試験の受験資格(実務経験)の認定基準」に該当しない事業所に就職しましたが、返還の猶予は認められますか。**

A11:原則として認められません。ただし、「主たる業務が介護等の業務」であることを辞令等により明確に証明できる場合は、事前に市へご相談ください。

**Q12:事業所にパートとして就業しましたが、猶予されますか。**

A12:正規職員として就業した場合に猶予となります。

**Q13:結婚や妊娠により退職することとなったときは、どのような手続きが必要になりますか。**

A13:結婚や妊娠により退職するときは、返還となります。返還届(第19号様式)を提出してください。

なお、産休、育児休業の期間については、返還猶予期間を延長することとなりますので、返還猶予申請書(第 20 号様式)を提出してください。この場合、休業とは、有給、無給に関わらず、その事業所等に所属していることが前提となります。

**Q14：病気になり、やむを得ず退職しなければならなくなりました。返還の免除までまだ期間があるのですが、どうなりますか。**

A14: 本人の病気等の場合、退職前(やむを得ない場合は退職直後)に返還猶予申請書(第 20 号様式)と診断書(療養に要する期間を明記のこと)を提出してください。市において審査を行い、猶予の可否及びその期間を決定します。

猶予の期間は、診断書に記載された療養に要する期間と同じですが、その期間で治癒しない場合は、再度同じ書類を提出していただくこととなります。

ただし、猶予期間を過ぎても復職できない場合や書類の提出がない場合は、返還となります。返還届(第 19 号様式)を提出してください。

## 返還について

**Q15：修学資金を3年間借りる予定です。資格取得後は市内事業所に就職し、病気等で休職した後に復職した場合、全額免除されるためには休職期間を除いて3年間就業すれば認められますか。**

A15: 休職期間は免除のための従事期間から除外されるため、休職期間を除いて3年間業務に従事する必要があります。

なお、休職等により雇用関係を継続したまま業務に従事しない場合は、返還猶予申請書(第 20 号様式)の提出が必要となります。

**Q16：貸付金の返還をすることになりました。支払い方法を教えてください。**

A16: 市から振込用紙(納入通知書)を送るので、それを使って振込用紙に記載された金融機関等で納付してください。毎月定額を返還する月賦均等返還となります。

口座からの自動引き落としはできません。なお、郵便局では取り扱っておりませんので、ご注意ください。

**Q17：卒業後市外の事業所に就職したため、貸付金を返還しています。返還期間中に市内の事業所に転職した場合、残額は免除になりますか。**

A17: 返還免除の要件は、「養成施設を卒業し、資格取得後、直ちに市内において貸付相当期間継続して業務に従事したとき」となっているため、残額の免除はできません。全額返還となります。

**Q18：返還をしていましたが、現在就業していないため収入がありません。毎月の返還額を少なくしてもらうことはできますか。**

A18:返還決定後は、繰上げ返済を除き原則返還額の変更は認められません。ただし、病気や出産等のやむを得ない事情による返還の猶予については、Q13・Q14 を参照ください。

**Q19：修学資金の返還が遅れた場合はどうなりますか。**

A19:返還すべき日までに返還されない場合は、督促、催告を行います。それでも支払いがない場合は、連帯保証人への請求や、法的な措置をとらせていただく場合があります。また、年 14.6%の割合で延滞利子も支払うことになります。

## 鴨川市介護福祉士修学資金貸付条例

(目的)

第1条 この条例は、介護福祉士を養成する学校又は養成施設に在学する者で、将来、市内で介護福祉士の業務に従事しようとするものに対して修学資金を貸し付けることにより、本市における介護人材の育成及び確保を図り、もって地域福祉の増進に資することを目的とする。

(貸付けの対象)

第2条 市長は、社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号。以下「法」という。)第40条第2項第1号から第3号までの規定による指定を受けた学校又は養成施設(以下「介護福祉士養成施設」という。)に在学している者であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものに対し、予算の範囲内において修学資金を貸し付けることができる。

(1) 本人若しくはその者の親、配偶者その他の規則で定める者が1年以上本市に住所を有していること又は本人が介護福祉士養成施設に入学した日前1年以上の間、本市に住所を有していたこと。

(2) 将来、市内において介護福祉士の業務に従事する意思を有すること。

(修学資金の額及び貸付利息)

第3条 修学資金の額は、月額2万円以内で市長が定める額とする。

2 修学資金には、利息を付さない。

(貸付期間等)

第4条 修学資金の貸付期間は、次条第2項の規定による貸付けの決定の通知により定められる月から当該修学資金の貸付けを受けようとする者が在学している介護福祉士養成施設の正規の修学期間の修了する日の属する月までとする。

2 修学資金は、前項に規定する貸付期間中の毎月、前条第1項の規定により定められた額を貸し付けるものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、複数月分をあわせて貸し付けることができる。

(貸付けの申請)

第5条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、規則で定めるところにより連帯保証人を立て、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、貸付けの可否を決定し、当該申請者に通知するものとする。

(貸付けの決定の取消し等)

第6条 市長は、修学資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)が次の各号のいずれかの事由に該当するときは、修学資金の貸付けの決定を取り消すものとする。この場合において、市長は、当該事由が生じた日の属する月の翌月分から、修学資金の貸付けを行わないものとする。

(1) 死亡したとき。

(2) 退学したとき。

(3) 心身の故障のため修学の見込みがないと認められるとき。

(4) 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、修学資金の貸付けの目的を達成することができないと認

められるとき。

2 市長は、借受人が休学し、留年し、停学等の処分を受け、又は1月以上引き続いて欠席したときは、当該事由の生じた日の属する月の翌月分から当該事由のやんだ日の属する月の分まで、修学資金の貸付けを行わないことができる。

3 市長は、借受人が正当な理由がなく次条の規定による届出及び報告その他この条例に基づく規則の規定により提出すべき書面の提出を行わないときは、修学資金の貸付けを一時保留することができる。

(異動の届出等)

第7条 借受人は、次の各号に掲げる事由が生じたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 退学し、休学し、復学し、留年し、停学等の処分を受け、又は1月以上引き続いて欠席したとき。

(2) 借受人又は連帯保証人の氏名、住所等に異動があったとき。

(3) 修学資金の貸付けを辞退しようとするとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項に異動があったとき。

2 借受人は、規則で定めるところにより、修学等の状況を市長に報告しなければならない。

(返還の債務の免除)

第8条 市長は、借受人が次に掲げる事由に該当するときは、貸し付けた修学資金に係る返還の債務の全部を免除するものとする。

(1) 介護福祉士養成施設を卒業し、法第39条に規定する介護福祉士試験(以下「介護福祉士試験」という。)に合格した後(借受人がこの条例による修学資金以外の当該介護福祉士養成施設における修学に伴う貸付金(国及び本市以外の地方公共団体並びに市長が特に認める団体の貸付金を除く。以下「特定修学資金」という。)の貸付けを受けている場合において、当該特定修学資金の返還の債務の免除を受けるためにその貸付条件で定められた事業所等で従事した期間(以下「特定従事期間」という。)があるときは、当該特定従事期間の経過後)直ちに市内において介護福祉士の業務に従事し、引き続き修学資金の貸付けを受けた期間に相当する期間(第6条第2項の規定により貸付けが行われなかった期間を除く。以下「貸付相当期間」という。)継続して従事したとき。ただし、介護福祉士養成施設を卒業した日の翌日から起算して1年2月以内に介護福祉士試験に合格し、法第42条第1項の規定による登録(以下「登録」という。)を受けなかった場合を除く。

(2) 前号に規定する介護福祉士の業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

2 前項第1号の規定による返還の債務の免除を受けるため介護福祉士の業務に従事している者が進学、病気、負傷、出産、育児その他正当な事由によって業務に従事できなくなり、当該事由がやんだ後直ちに介護福祉士の業務に従事した場合は、継続して業務に従事していたものとみなす。この場合において、当該業務に従事しなかった日数は、貸付相当期間の計算に算入しない。

3 市長は、第1項に規定する場合のほか、借受人が死亡したとき、災害、病気その他やむを



得ない事由により修学資金の返還ができなくなったときその他特に必要と認めるときは、貸し付けた修学資金のうち履行期が到来していない部分に係る返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

(返還)

第9条 修学資金は、次の各号に規定する場合には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から起算して、貸付相当期間(次条の規定により返還の債務の履行が猶予されたときは、当該貸付相当期間と当該猶予された期間とを合算した期間)内に、貸付けを受けた額を月賦その他の規則で定める方法により返還しなければならない。ただし、繰り上げて返還することを妨げない。

- (1) 第6条第1項の規定により修学資金の貸付けの決定が取り消されたとき。
- (2) 借受人が介護福祉士養成施設を卒業した後、1年2月以内に介護福祉士試験に合格し、登録を受けなかったとき。
- (3) 借受人が介護福祉士養成施設を卒業し、介護福祉士試験に合格した後(借受人が特定修学資金の貸付けを受けている場合において、特定従事期間があるときは、当該特定従事期間の経過後)直ちに市内において介護福祉士の業務に従事しなかったとき。
- (4) 前2号に掲げるもののほか、借受人が前条第1項第1号の規定による返還の債務の免除を受けることができないことが確定したとき。
- (5) 借受人が介護福祉士の業務以外の事由により死亡したとき。

2 市長は、借受人が偽りその他不正の行為により修学資金の貸付けを受けたことが明らかになったときは、直ちに貸し付けた修学資金の全額を返還させることができる。

(返還の債務履行の猶予)

第10条 市長は、借受人が次の各号に掲げる事由に該当するときは、当該各号に掲げる事由が継続する期間、返還の債務の履行を猶予することができる。

- (1) 第6条第1項の規定により修学資金の貸付けの決定を取り消された後も、引き続き当該介護福祉士養成施設に在学しているとき。
- (2) 第8条第1項の規定による返還の債務の免除を受けることができると見込まれるとき。
- (3) 災害、疾病、育児休業その他やむを得ない事由により返還が著しく困難になったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

(延滞利子の徴収)

第11条 借受人は、修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還した日までの日数に応じ、返還すべき額につき年14.6パーセントの割合をもって計算して得た額に相当する額の延滞利子を支払わなければならない。

2 市長は、借受人が修学資金を返還すべき日までに返還しなかったことについてやむを得ない事由があると認めるときは、前項の延滞利子を減免することができる。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。  
(失効)
- 2 この条例は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに修学資金の貸付けを受けた者であって、同日までに当該貸付けに係る返還の債務が免除され、又は履行されていないものに関しては、第7条から第12条までの規定は、当該貸付けに係る返還の債務が免除され、又は履行されるまでの間、なおその効力を有する。

## 鴨川市介護福祉士修学資金貸付条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鴨川市介護福祉士修学資金貸付条例(令和元年鴨川市条例第28号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第2条第1号に規定する規則で定める者)

第2条 条例第2条第1号に規定する規則で定める者は、本人の親若しくは配偶者又は当該本人と生計を一にする2親等以内の親族とする。

(貸付けの月額等)

第3条 貸し付ける修学資金の月額は、1万円を単位として定める。

2 修学資金の貸付けは、毎月15日(その日が市の休日(鴨川市の休日に関する条例(平成17年鴨川市条例第2号)第1条に規定する市の休日をいう。以下同じ。)であるときは、その直前の市の休日でない日)に、金融機関の口座に振り込む方法により行うものとする。

(貸付申請)

第4条 条例第5条第1項の規定により修学資金の貸付けの申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、鴨川市介護福祉士修学資金貸付申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 誓約書(別記第2号様式)

(2) 在学証明書その他の申請者が介護福祉士養成施設に在学していることを証する書類

(3) 申請者の住民票の写し及び申請者が条例第2条第1号に掲げる要件を満たしていることを証する書類

(4) 保証書(別記第3号様式)

(5) 連帯保証人の印鑑登録証明書

(6) 他の修学資金の借受け状況に関する報告書(別記第4号様式)

2 修学資金の貸付けの申請の受付期間は、4月1日から同月30日までとする。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

(連帯保証人)

第5条 条例第5条第1項に規定する連帯保証人は、成年者で独立の生計を営む者2人とし、申請者が未成年であるときは、連帯保証人の1人を当該申請者の親権者又は後見人としなければならない。ただし、市長が必要と認める場合は、市長が適当と認める法人を連帯保証人とすることができる。

2 修学資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)は、連帯保証人を変更したときは、速やかに連帯保証人変更届(別記第5号様式)に、新たに連帯保証人となる者の保証書及び印鑑登録証明書を添えて、市長に届け出なければならない。

(異動の届出等)

第6条 条例第7条第1項の規定による届出は、次の各号に掲げる届出事項に応じ、当該各号に定める書類により行わなければならない。

(1) 退学し、休学し、復学し、留年し、停学等の処分を受け、又は1月以上引き続いて欠

席したとき 退学等届出書（別記第 6 号様式）

(2) 借受人又は連帯保証人の氏名、住所等に異動があったとき 住所等変更届（別記第 7 号様式）

(3) 修学資金の貸付けを辞退しようとするとき 鴨川市介護福祉士修学資金貸付辞退届（別記第 8 号様式）

2 条例第 7 条第 1 項第 4 号に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とし、その届出は、当該各号に定める書類により行うものとする。

(1) 介護福祉士養成施設を卒業（修了）したとき 介護福祉士養成施設卒業（修了）届（別記第 9 号様式）

(2) 介護福祉士試験に合格し、介護福祉士の登録を受けたとき 介護福祉士登録届（別記第 10 号様式）

(3) 介護福祉士の業務に就業したとき 介護福祉士就業届（別記第 11 号様式）

(4) 就業施設又は業務内容を変更したとき 介護福祉士就業変更届（別記第 12 号様式）

(5) 介護福祉士の業務に就業する施設を退職したとき 退職届（別記第 13 号様式）

(6) 特定修学資金の返還免除を受けたとき 特定修学資金返還免除届（別記第 14 号様式）

3 借受人が死亡したときは、借受人の相続人は、連帯保証人と連署の上、借受人死亡届（別記第 15 号様式）に借受人の戸籍抄本その他の借受人が死亡したことを証する書類を添えて、市長に届け出なければならない。

（修学状況等の報告）

第 7 条 借受人は、条例第 7 条第 2 項の規定により、修学資金の貸付開始から返還の債務を免除され、又は修学資金の返還を終えるまでの間、毎年 3 月 31 日現在の修学又は就業の状況について、その年の 4 月末日までに、現況報告書（別記第 16 号様式）により市長に報告しなければならない。

（借用証書の提出）

第 8 条 借受人は、修学資金の貸付期間が満了したとき又は修学資金の貸付けの決定の取消しを受けたときは、直ちに修学資金借用証書（別記第 17 号様式）を市長に提出しなければならない。

（返還債務の免除の申請等）

第 9 条 条例第 8 条第 1 項の規定により修学資金の返還の債務の免除を受けようとする者は、鴨川市介護福祉士修学資金返還免除申請書（別記第 18 号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、免除の可否及び免除する額を決定し、その結果を申請者に通知するものとする。

3 条例第 8 条第 1 項の規定による修学資金の返還の債務の免除をするための期間の計算において、当該期間に算入する期間は、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和 62 年厚生省令第 49 号）第 2 条に規定する施設その他市長が適当と認める施設において介護福祉士の業務に従事した期間とする。

( 修学資金の返還の届出等 )

第 10 条 借受人は、条例第 9 条第 1 項の規定により修学資金の返還をすべきこととなったとき ( 同項第 5 号に該当する場合を除く。 ) は、鴨川市介護福祉士修学資金返還届 ( 別記第 19 号様式 ) を市長に提出しなければならない。

2 条例第 9 条第 1 項に規定する規則で定める方法は、月賦均等返還の方法とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これ以外の方法によることができる。

( 返還の猶予の申請 )

第 11 条 借受人は、条例第 10 条の規定により修学資金の返還の債務の履行の猶予を受けようとするときは、鴨川市介護福祉士修学資金返還猶予申請書 ( 別記第 20 号様式 ) を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、猶予の可否及びその期間を決定し、その結果を申請者に通知するものとする。

( その他 )

第 12 条 この規則に定めるもののほか、修学資金の貸付けに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

( 施行期日 )

1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

( 失効 )

2 この規則は、令和 7 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、条例附則第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされる条例第 7 条から第 12 条までの規定の適用については、第 5 条から第 12 条まで及び別記第 5 号様式から別記第 20 号様式までの規定は、なおその効力を有する。